# < 令和 6 年度夏季インターンシップ事業(キャリア教育等含む)概要>

令和 6 年度夏季インターンシップ事業(キャリア教育等含む)への参加事業者を募集します。 ※以下、「インターンシップ」は「キャリア教育等」を含みます。

# (1)夏季インターンシップ

|                   | 内容  |
|-------------------|---|
| 対象事業者             | 市内に事業所がある、または市内に事業所を設置する予定がある企業や団体<br>※ただし、過去に本事業への参加実績及び学生の受入実績がある企業や団体は<br>上記要件を満たさなくても対象。                  |
| 対象学生              | 市内外の大学生・短大生・大学院生・高専生・専門学校生等<br>(文理不問、留学生を含む ※ただし高校生は除く)   |
| 実施形式              | 対面又はオンライン(ライブ配信)での実施 ※各社判断による   |
| 事業者の参加費           | 無料  |
| 学生への報酬            | 報酬(時給や日給、交通費の支給など)の有無は、各社判断による  |
| 実施時期              | おおむね令和 6 年 8 月~9 月(おおむね夏休み期間中を予定)   |
| 実習期間 (受入企業の定めによる) | 1日間〜4日間(キャリア教育等)<br>5日間以上(インターンシップ)   |
| 募集締切              | 【募集締切】令和6年4月24日(水)  |
| 過去の実績 ※夏季のみ記載     | ・令和4年度(夏季)インターンシップ →参加企業:82 社、マッチング件数:268 人、参加学校数:17 校 ・令和5年度(夏季)インターンシップ →参加企業:73 社、マッチング件数:226 人、参加学校数:18 校 |
| 次回予定              | 令和6年度春季インターンシップ(募集:今年 9 月、実施:翌年 1~3月)   |

# (2)インターンシップ説明動画配信

|             | 内 容  |
|-------------|--|
| 概要·目的       | 夏季インターンシップの参加学生の募集時期に合わせて、北九州商工会議所の特設サイト上に、各企業の概要やインターンシップを紹介する動画の URL を掲載することで、視聴した学生に事業者に対する理解を深めてもらい、インターンシップへの参加(参加申込)へと繋げるもの。   |
| 対象事業者       | (1)夏季インターンシップへの参加事業者   |
| 事業者の参加費     | 無料   |
| 実施要領        | 【企業】 ①既存動画を配信する場合  既に動画をアップされている自社サイトやオンライン動画共有プラットフォーム (YouTube等)の URLを当会議所へ送付  ②自社で動画撮影する場合  動画撮影後、自社サイトやオンライン動画共有プラットフォーム(YouTube等) ヘアップロードを行い、動画の URLを当会議所へ送付 ※ 動画は5~15分程度でお願いします。  ③自社での動画撮影が困難な場合 当会議所との Web 会議システム(Zoom)にて撮影*のみを実施。 ※撮影日は別途調整。  事前に企業様にて 5~15分程度の動画を想定して、パワーポイント等の資料をご準備願います。  撮影後の動画は企業様にて自社サイトやオンライン動画共有プラットフォーム (YouTube等)ヘアップロードを行い、動画の URLを当会議所へ送付  【北九州商工会議所】 各企業から提供のあったインターンシップの概要書・計画書(所定様式)及び、インターンシップ説明会動画 URLを、当会議所の特設サイト上へ掲載 |
| 動画内容        | 次の条件を満たすものであること。 ・インターンシップの概要説明を含むものであること。 ・広報活動や採用選考活動の内容を含むものではないこと。   |
| 備考          | ・上記の動画内容条件を満たすものであれば、新たに制作する必要はありません。<br>・動画のアップロード方法などご不明な点がある場合は、支援を行いますのでご相<br>談ください。   |
| 配信期間        | 令和 6 年 5 月 1 日(水) ~ (予定)   |
| 募集·提出<br>締切 | 【参加申込の募集締切】令和 6 年 4 月 24 日(水)<br>【動画 URL 提出締切】令和 6 年 4 月 30 日(火)   |

(3) 令和 6 年度春季インターンシップ(キャリア教育等含む)実施にあたっての留意点

内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省より、令和4年3月28日付「2023(令和5)年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請」、令和4年6月13日付「2024(令和 6)年度卒業・終了予定者等の就職・採用活動(政府のインターンシップに関する合意の改正)について周知依頼の要請」の文書において、企業が学生を対象とした就職・採用活動を実施するにあたって、各種要請があっています。特にインターンシップ関連の内容について、必ずご確認をお願いします。

# 【HP リンク】

■厚生労働省ホームページ

概要資料「令和5年度から大学生等のインターンシップの取扱いが変わります」

https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/000986401.pdf

■厚生労働省ホームページ

「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての 基本的考え方」

https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/000949684.pdf

- ■採用と大学教育の未来に関する産学協議会ホームページ
- ・よくあるご質問(FAQ)―産学協働による学生のキャリア形成支援活動(4類型)の実践― https://www.sangakukyogikai.org/files/ugd/4b2861 596c1377e41c4d15af

52c542735f80c5.pdf

・【リーフレット】産学で変えるこれからのインターンシップ 一学生のキャリア形成支援活動の推進一

https://www.sangakukyogikai.org/\_files/ugd/4b2861\_65e09ebc68ec481c8d 72ce09fe7e138f.pdf

■内閣官房ホームページ

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku katsudou yousei/index.html

■日本経済団体連合会ホームページ

https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/039 leaflet.pdf

# インターンシップ事業 実施要項

本文は北九州商工会議所が開催するインターンシップ事業に<u>参加学生の在籍学校</u>(以下「甲」という。)と<u>受入企業</u>(以下「乙」という。)は、インターンシップの実施に関する実施要項となります。

## 1 目 的

本事業は甲の学生が体験するインターンシップを甲及び乙が提携し、また協力して実施することにより甲の学生に対するキャリア教育支援の一助とすることを目的とする。

## 2 期間

期間は、インターンシップ実施期間(乙が行う実習の開始日から終了日まで)とする。

#### 3 実習条件等

- (1) 甲は乙にインターンシップに参加する学生の情報を提供する。
- (2) 乙の指示に違反する行為があった場合は、直ちに実習を中止する。
- (3) 甲は学生に対し、自己の安全に留意させるものとする。
- (4) 実習中に事故が発生した場合、乙の故意・過失に基づくものでない限り乙は免責されるものとする。
- (5) 通勤途中の事故、災害については、乙の責に帰さない。
- (6) 通勤に要する費用、食費等については、特段の定めがない限り乙は負担しない。

#### 4 遵守事項

甲は派遣した学生に対し、次の事項を遵守させるものとする。

- (1) インターンシップ実施期間中は乙の指示に従うこと。
- (2) 乙の機密を遵守し、他に漏洩しないこと。
- (3) 乙の名誉を毀損するような行為は行わないこと。
- (4) 乙の営む事業を妨害するような行為は行わないこと。
- (5) 乙に誓約書又はそれに準ずるものを提出させること。

## 5 保険

甲はインターンシップを行う学生を次に掲げる保険に加入させなければならない。

- (1) 学生教育研究災害傷害保険
- (2) 学研災付帯賠償責任保険

### 6 損害賠償

故意または過失により乙に損害を与えた場合には、甲が誠意を持ってこれを処理する。

#### 7 協議

この協定に定めがない事項及びこの協定に関して生じた疑義については、その都度、甲と乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

参加申込みをする場合は、上記実施要項に承諾したものとする。